



青色会館は
小田原市の津波
避難ビルに指定
されています。

青色十色

2024 2-3月号

青色十色 2024年2月10日発行・編集

公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL.0465-24-2611 info@aoiro-odawara.com
会館駐車場は手狭なため、公共交通機関のご利用にご協力ください。

令和6年2月1日(木) 青色会館3階

来場申込が必要です

確定申告指導会場 オープン

事前申込について

右記のサイトへアクセスし、
画面の表示に従って
ご来場日時のお申込みを
お願い致します

来場申込をされていない方の来場はお受け致しかねます

感染症対策のため分散・少人数来場にご協力ください
ご希望日時の事前申込が困難になる前に、早めのお申込みをお願いします。

◇「指導開始時間のご予約」ではありません。申し込まれた時刻を目安にご来場ください。
※記帳処理サービスご利用の皆様には、従来どおり担当との個別のお約束により
対応させていただきますので、上記の事前申込は不要です。

事前申込
専用サイト



小田原青色 来場申込

https://aoiro-odawara.resv.jp/

■ 場 所 青色会館3階

■ 期 間 令和6年2月1日(木)～3月15日(金)
※2/4(日)、2/11(日)、土曜、祝日
及び振替休日は休館

■ 来場申込 9:15～最終16:05

※お越しの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。
※会館駐車場は手狭なため、申告期間中は常に混雑致します。
満車の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用
ください。

！ 確定申告指導会場で資料が足りない場合、再来場をお願い
する場合もございます。持参資料を2面のチェックリスト
で必ずご確認ください。

会場の特徴

◇公益事業として、税理士会のご協力のもと、会員をはじめ
皆様の自主申告のお手伝いをしております。

※個人情報保護等の観点から、確定申告書をお預かりしての
税務署提出、e-Taxでの申告については会員限定とさせて
いただきます。

会員限定

お電話でのお申込み

お電話でのお申込方法は、同封の案
内チラシにて、会員の皆様にのみご案
内致します(昨年度とは電話番号が変
わっています)。

できる限り専用サイトからのお申込
みをお願い申し上げます。

なお、会の代表電話など通常回線か
らのお申込みはお受け致しかねますの
で何卒ご了承ください。お電話の際は、
電話番号をお間違えにならないよう、
くれぐれお願い致します。

ご注意

◎年金・給与所得のみの未会員の方は1名様につき3
千円(税込)の会場利用料を申し受けます。何卒ご
了ください。

※上記会場利用料に加え、次年度以降の会費についてご了承
のうえ当会へご入会いただける場合には指導会場にて
申告書をお預かりさせていただきます。ご入会いただけ
ない場合には、最終的な確定申告の手続きについては税
務署等をご案内させていただきます。

◎公的年金等の収入金額が400万円以下の方は「国
税申告不要」の要件にあてはまる可能性があります。
詳しくは税務署にお問い合わせください。

◎税理士関与の方は税理士にご相談ください。

次に関わる
申告は
「税務署」にて
ご相談ください

◇株式の売却(特定口座以外)
◇贈与税
◇相続税
◇土地・建物の売却
◇ゴルフ会員権等の売却
◇住宅借入金等特別控除(初年度)

確定申告指導会場 営業日カレンダー

2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	

✉ = 休館日

納期限(法定納期限)及び振替日

	納期限(法定納期限)	振替日
所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
所得税(延納)	5月31日(金)	5月31日(金)
消費税	4月1日(月)	4月30日(火)

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。

必要な書類は？

申告必要？不要？



国税庁 ふたば

税務職員
ふたば



電話相談センターへ！
国税局
電話相談センターへ！
国税に関する一般的なご相談は

小田原税務署に電話をします。

TEL: 0465-35-4511 月～金 8:30～17:00

自動音声に従って「1」を選択します。

ご相談される内容の番号を選択します。

国税局電話相談センター
国税局の職員がお受けします

消費税申告指導会場

予約制

会場 青色会館1階 期間 令和6年3月18日(月)～3月29日(金)

※期間中の土日祝日は3月24日(日)のみ開館

予約方法 2/1～3/15開催の確定申告指導会場にて、所得税
の申告完了後にご予約を承ります

●令和3年～令和5年分決算書及び確定申告書の控 (所得税・消費税)
●課税取引金額計算表
※インボイス登録により課税事業者となった方は、登録日以降の取引金
額を集計してください。

＜一般課税(本則課税)＞

売上の合計額を税率別に区分し、仕入及び経費の合計額を勘定科目ごとに
税率及び経過措置(8割控除)適用の有無で区分したものの

※3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、自動販売機及び自動
サービス機からの商品の購入等は、一定の事項を記載した帳簿のみ
の保存で仕入税額控除が認められます。

※要件を満たしている事業者(中小事業者)であれば、1万円未満の
取引について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控
除ができる特例(令和11年9月30日まで)があります。

＜簡易課税＞

事業区分ごとの売上額を税率別に区分したものの

●中間納付の金額が確認できるもの(確定申告のお知らせ等)

持ち物

◎インボイス制度に登録した方

◎R3年の課税売上高が1千万円超の方 など

消費税の確定申告が必要です！

消費税申告指導会場 営業日カレンダー

3月						
日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

◇消費税申告指導会場をご利用の際、同会場にて11,000円
(税込)の消費税処理料を頂戴しております。ご理解とご
協力の程、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ
事業課

TEL0465-24-2614(平日9時～17時)
※税理士関与の方は税理士にご相談ください

インボイス制度に関する一般的なご相談は、
専用ダイヤルで受け付けています。

【インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)